令和 4 年度 第 211 回佐用町農業委員会会議録

令和4年12月22日、午前8時00分 佐用町役場本館301会議室 にて召集した。

1. 出席者は次のとおりです。

	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
4番 大谷 明		6番 福田 範康
7番 竹内 辰已	8番 間嶋 義弘	9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷隆志	12番 花井 義信
13番 古川 由美		

2. 欠席委員は次のとおりです。

5番 安本 隆己	

3. 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名は次のとおりです。

農地利用最適化推進委員 横山 隆夫・梅本 正見・隂山 哲博・

髙本 耕作・淡路 剛・柿本 美満夫・谷口 茂博

事務局長 井土 達也 、書記 押田 晃英・波戸 雄太

- 4. 会議案件は次のとおりです。
- (1)会議録署名委員指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第2号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第3号 非農地証明の交付申請について
- (6) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5. 会議の顛末は次のとおりです。
- 事 務 局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。それでは、会長からあいさつをお願いいたします。
- 議 長(福田会長)おはようございます。早朝よりお集まりいただきありがとうございます。 早朝の開催となるとなにかと慌ただしくなります。通常であれば午後の開催でご ざいますが、委員会の後視察研修という日程になっております。速やかな議事進 行に努めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、佐用町農業委員会第211回12月定例委員会を開催いたします。本日

の欠席委員は5番安本委員です。したがって、ただいまの出席委員は11名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議が成立しております。次に、佐用町農業委員会会議規則第12条第1項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。9番の松岡委員と10番の福原委員にお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第18条第 6項及び農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したこと をここに報告する。令和4年12月22日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範 康」4件の申請がありました。

(議案第1号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局より報告がありました、この案件につきまして、何かご意見質疑 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 意見等がないようですので、承認してよろしいですか。
- 全 員はい。
- 議 長 それでは、報告第1号の案件につきましては承認されました。次に、議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年12月22日提出 佐 用町農業委員会 会長 福田範康」5件の申請がありました。

(議案第1号、議案書をもとに朗読)

- 議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、蔭山委員より説明願います。

議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。続いて2番の案件につきま して、大谷委員より説明を願います。

4番(大谷委員)議席番号4番の大谷です。議案第1号2番の案件について説明いたします。 資料は6ページから10ページになります。現地確認については、令和4年12月 13日9時より、事務局の押田さん、波戸さん、当事者である譲受人の氏 と私の 4 名で行いました。申請地の所在は佐用町庵です。位置図と所在図のとお り、国道 373 号線を平福から県道上三河・平福線を桑野方面へ約 1.3 k mほど行っ た下庵の集落内になります。本案件は第206回、第209回の農業委員会において 3条許可申請に引き続いて、 市在住の さんの佐用における農地を含む 財産処分の案件です。繰り返しの説明になりますが、平成26年に一人暮らしのお 父さんを亡くされて、農地の全てを相続されました。勤め先の定年後にはこちら へ帰る予定でしたが、すでに 歳で体調も悪く、住宅も空き家バンクに登録され て仮契約の段階となっています。今回の申請地は資料のとおりです。現在も茶畑 として耕作されています。佐用町は在住のはさんと、茶畑を守るために 無償での所有権移転ということで話がまとまりました。3条許可基準に関する事項 についてですが、1号は農地を全て耕作されており、農業歴8年で大型機械等は一 式保有されています。特に今回購入の茶畑については貴重なお茶であり収穫後の 販売ルートも計画されており問題ありません。2 号は法人ではなく個人ですので問 題ありません。3 号は信託要件でないので問題ありません。4 号の農作業常時要件 は、本人が200日、妻が100日従事されており、 と庵ではやや遠距離となり ますが茶畑の管理としては問題ないそうです。5号の下限面積ですが、取得後の経 営面積は水稲・野菜・今回申請の茶畑を含めて 3,000 ㎡をはるかに超え、問題あ りません。6号は登記簿のとおり問題ありません。7号は農業者として農道・水路 等の共同利用や施設の取り決めを順守し、農業の維持発展に協力しますとのこと

議 長 審議に入ります。2番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

で問題ありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

考えますので審議のほどよろしくお願いいたします。

全 員 はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。続いて3番の案件につきま しては、担当委員が私ですので、議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思い ます。 職務代理 失礼します。それでは議事を進行します。3番の案件につきまして、福田委員より 説明を願います。

6番(福田委員)議席番号6番の福田です。議案第1号3番の案件について説明いたします。

資料は11ページから14ページになります。現地確認については、令和4年12月7日9時より、申請者のさん、事務局の押田さん、波戸さん、私の4名で行いました。申請場所は国道79号線佐用町実栗交差点から県道240号線を江川方面へ約8km北方面へ行き、豊福集落内旧江川小学校南側の高台に位置します。

■さんは約50年前に父親が申請地を購入し、それ以来茶畑として管理をしていましたが、現在は茶畑をやめて畑地として管理をしています。この程登記がされていないことに気づき、譲渡人の さんに相談して承諾を受け、今回の申請となりました。3条許可基準については、譲受人は1号、2号、3号、4号について、年間250日従事されており、家族1人も手伝っていて問題ありません。5号の下限面積については取得後の面積が8,740㎡以上となるため問題ありません。6号、7号も地元どうしですので問題ありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので審議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理 審議に入ります。3番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

職務代理 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

職務代理 それでは 3 番の案件につきましては承認されました。次の案件からは、会長に議 事進行をお願いしたいと思います。

会 長 それでは議事を進行します。4 番と5 番の案件につきまして、古川委員より説明を願います。

13番 (古川委員) 議席番号 13番の古川です。議案第 1 号 4番の案件について説明いたします。 資料は 15ページからになります。現地確認については、令和 4 年 12 月 12 日 9 時より、事務局の押田さん、波戸さん、譲受人の さんと私で行いました。申請場所は資料にありますように、国道 179 号線林崎集落西行の道路沿いにあります。申請人の さんは に住んでいらっしゃいましたが、この度空き家バンクに登録されていた物件を購入されました。本物件には別段面積指定農地がついていたため今回の申請となりました。譲受人の さんは農業経験はありませんが、夫婦で工夫しながら譲りうけた農機具を使って野菜を作りたいとのこと。年間従事日数は 60 日程度、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加も予定されています。また、3条2項の他の各号には該当せず、その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて議案第 1 号 5 番の案件について説明いたします。資料は 23 ページからになります。現地確認については、令和 4 年 12 月 12 日 9 時 20 分より、事務局の押田

さん、波戸さん、行政書士の さん、 さんと私で行いました。申請場所は 資料にありますように、県道宍栗下徳久線の道沿いにある西徳久公民館の裏手に あります。申請人の さんは 在住で、今まで管理は地元営農組合に依頼されていましたが、今回利用権設定の切り替えにあたり、申請地のそばに住んでいらっしゃる さんが農地拡大のため譲ってほしいとのことで話がまとまり、今回の申請になりました。譲受人の さんは農業経験もあり、現在も近隣の農地 2,526 ㎡を耕作されていて、今回の農地を合わせると 3,283 ㎡となります。年間従事日数は 300 日程度、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決め順守、獣害被害対策への協力も行うとのことで問題ありません。また、3条2項の他の各号には該当せず、その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。4番の案件につきまして何かご意見、質疑ござ いませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは4番の案件につきましては承認されました。次に5番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

- 議 長 それでは5番の案件につきましては承認されました。次に、議案第2号「農地法 第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務 局より説明願います。
- 事 務 局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 農地法 第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年12月 22日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」4件の申請がありました。 (議案第2号、議案書をもとに朗読)
- 議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて1番と2番の案件につきまして、 山本委員より説明願います。
- 2番(山本委員)議席番号 2番の山本です。議案第 2号 1番の案件について説明いたします。 資料は 27ページから 31ページです。現地確認は 12月 9日 14 時より、事務局の 2名と 事務所の 1名と私の 4名で行いました。申請地は県道 124号宮原力万 線を旧幕山小学校から 2.1km ほど北に行った才金集落になります。この集落は熊 井谷と大地谷に分かれていますが、その三叉路に位置します。申請地は農用地外 であり、集落で獣害防止のために囲った金網の外側に位置しているため耕作はで

きず、保全管理のみされています。4年ほど前に右隣から三叉路までソーラーが設 置されました。申請の経緯について説明いたします。譲渡人のさんは高齢に より将来について案じていたところ、この度譲受人より話があり、合意にいたり 今回の申請となりました。譲受人は太陽光発電を生業とする会社です。自治会長、 水利権者、土地隣接者の同意書も得られています。残高証明書にて金銭的にも問 題ありません。以上をもちまして本案件は許可相当であると考えますのでご審議 のほどよろしくお願いします。引き続き議案第2号2番の案件について説明いた します。現地確認は1番の後に引き続き行いました。申請地は1番の案件から500 mほど県境寄りになります。集落の一番奥の家の前に位置します。農用地外で地 目は畑、現況も畑で保全管理されており、右隣にもソーラーが設置されています。 譲渡人はこれ市に居を構えており、昨年相続人より土地を譲り受けられました。 墓参りのときに保全管理されています。管理に困っていたところ譲受人より話が あり、合意にいたり今回の申請となりました。自治会長、水利権者、土地隣接者 の同意書も得られています。残高証明書にて金銭的にも問題ありません。以上を もちまして本案件は許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願い します。

議 長 審議については1件ずつ行います。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に2番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。続いて、3番の案件につきま して、古川委員より説明願います。

13番(古川委員)議席番号 13番の古川です。議案第 2 号 3番の案件について説明いたします。 資料は 37ページからになります。現地確認については 12 月 12 日 9時 40分から、 事務局の押田さん、波戸さん、 行政書士と私で行いました。申請場所は下徳 久集落にあり、姫新線播磨徳久駅の裏手にあります。借受人は町道移設工事に伴 い露天資材置場を買収され、新たな土地を探していたところ、今回の申請地が最 適と考え、貸付人との合意ができたためこの度の申請となりました。立地基準に よる判断については特に問題ありません。一般基準については、資力、信用につ いても特に問題なく、計画内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の影響等 についても隣接者の同意書、自治会長、水利代表者の同意書も得られていること から問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当で あると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。3番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員はい。

議 長 それでは3番の案件につきましては承認されました。続いて、4番の案件につきま して、福原委員より説明願います。

10番(福原委員)議席番号 10番の福原です。議案第 2 号 4 番の案件について説明いたします。 資料は 43ページから 49ページです。現地確認は 12 月 5 日 10 時より、登記事務 所の さん、事務局の押田さん、波戸さんと私の 4 名で行いました。申請場所は資料にありますように、西下野の の前の路地を 50 mほど入った左手になります。譲受人は譲渡人より売買の話があり、以前より借地していて、売買のため調査したところ、本申請地の地目が畑であったことが判明し、今回の申請にいたりました。申請地の状況は資料 49ページのように砕石が敷いてあり、駐車場となっています。自治会長、農会長の証明書も添付されています。立地基準による判断については、特に問題ありません。一般基準による判断については、資力、信用については金融機関の残高証明により確認し、周辺農地の影響等についても自治会長、水利代表者の同意書も得られ問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。4番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは4番の案件につきましては承認されました。次に、議案第3号「非農地 証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について、非農地証明の交付申請があったので審議を求める。 令和4年12月22日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」5件の申請がありました。

(議案第3号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて1番と2番と3番の案件につきま して、蔭山委員より説明願います。

3番(蔭山委員)議席番号3番の蔭山です。議案第3号1番の案件について説明いたします。 資料は50ページからになります。現地確認について12月12日10時30分より、 事務局の押田さん、波戸さん、行政書士の さんと私の4名で行いました。申 請場所は資料にありますように、国道179号線沿いにある西山会館より30mほど のところにあります。申請人は父親名義の土地の相続登記をする目的で土地の調査をしたところ、登記簿上の地目が田のままになっていることがわかり、周囲の状況からみても農地に復元することは不可能であることから地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。現況は昭和56年に住宅と物置を建築し、翌年物置に合体するように鉄骨造りの物置を増築し、現在に至っていました。自治会長、水利代表者の同意、本人の始末書も添付されています。申請地は非農地となってから20年以上経過していることも認められ、周囲の状況からみても非農地としても特段の影響がないと見込まれます。その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第3号2番の案件について説明いたします。資料は64ページからに なります。現地確認について 12 月 12 日 11 時 20 分より、事務局の押田さん、波 戸さん、行政書士の さん、 さんと私の 5 名で行いました。申請場所は資 料にありますように、佐用高校校門前の町道を北へ500mほど行ったところから佐 用動物病院を挟んで町道より山側へ少し入った所にあります。申請人は現在 市で生活しており、将来的にも佐用に帰ってくることはないと考えられていて、 佐用町の空き家バンク制度を利用してバンクに登録するため自宅周辺の土地調査 を行ったところ、地目が畑のままであることが判明し、周囲の状況からみても農 地に復元することは不可能であることから地目変更を行いたいとのことで本申請 に至っています。現況は昭和36年ごろに物置や倉庫、そして一部を駐車場として 利用し、現在に至っていました。自治会長、水利代表者の同意、本人の始末書も 添付されています。申請地は非農地となってから20年以上経過していることも認 められ、周囲の状況からみても非農地としても特段の影響がないと見込まれます。 その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については 許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。続 いて、議案第3号3番の案件について説明いたします。資料は57ページからにな ります。現地確認について 12月 12日 11時 40分より、事務局の押田さん、波戸 さん、行政書士の さん、 さんと私の 5 名で行いました。申請場所は資料 にありますように、国道 179 号線沿いの のところにある実栗の信号 を北へ 1kmほど行ったところにある県道 240 号線の江川方面にあるガソリンス タンドから 30mほど行った所を右に曲がり、200mくらいのところにあります。 おり、将来的にも佐用に帰ってくることはないと考えられていて、佐用町の空き 家バンク制度を利用してバンクに登録するため相続登記を行ったところ、地目が 畑のままであることが判明し、周囲の状況からみても農地に復元することは不可 能であることから地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。現況は 昭和50年ごろに居宅、物置を建設され、さらに平成8年ごろに車庫、物置を増設 されています。自治会長、水利代表者の同意、本人の始末書も添付されています。 申請地は非農地となってから 20 年以上経過していることも認められ、周囲の状況 からみても非農地としても特段の影響がないと見込まれます。その他に関する事 項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当である と考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。つづいて、2番の案件につき まして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。つづいて、3番の案件につき まして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは3番の案件につきましては承認されました。続いて4番の案件につきま して、福原委員より説明願います。

10番(福原委員)議席番号10番の福原です。議案第3号4番の案件について説明いたします。

資料は72ページから78ページです。現地確認は12月5日14時30分より、司法書士の さん、事務局の押田さん、波戸さんと私の4名で行いました。申請場所は資料にありますように、中三河の大森神社南側の谷川の隣になります。申請人は令和2年3月に相続されましたが、 具在住のため確認せずにいましたが、所有地を調査したところ、本申請地の地目が宅地でなく農地であったため本申請にいたりました。申請地の状況は資料78ページのように車庫になっていました。また、この土地には昔から古い木造建物があったのが、平成20年ごろに取り壊された後、隣の 氏に賃貸し、 氏が舗装して車庫をたて、本日まで利用しているとのことです。自治会長の証明書も添付されています。先ほどのことは非農地証明の3・2農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。隣接者の同意も得られており、その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。4番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
- 全 員 はい。
- 議 長 それでは4番の案件につきましては承認されました。続いて5番の案件につきま して、花井委員より説明願います。
- 12番(花井委員) 議席番号 12番の花井です。議案第 3号5番の案件について説明いたします。 質料は 79ページから 84ページです。現地確認は 12月7日 10 時より、事務局の 押田さん、波戸さん、申請者代理人 さんと私の 4名で行いました。現状は 84ページのとおり山林化しています。申請場所は資料にありますように、国道 179号線徳久三日月末広境界付近のため池から 100m西側に位置しています。申請人は 山林化した土地の管理が困難になり、隣接で開発されている業者に移譲を考えられていたところ、本件土地の登記が畑であることが判明し、地目変更を行いたいとのことで本申請にいたっています。現況は昭和 40年ごろから植林し山林として使用し現在は杉林となっています。昭和 40年以前は桑の木畑として使用していた模様です。その状況経過等については地元自治会長の証明が添付されており、水利代表の同意、無断転用についての始末書も提出されています。本案件は、非農地証明の 3・2 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。隣接者の同意も得られており、その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 審議に入ります。5番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)
- 議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
- 全 員 はい。
- 議 長 それでは 5 番の案件につきましては承認されました。続いて、議案第 4 号「農業 経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といた します。 事務局より説明を願います。
- 事 務 局 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 4 年 12 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長福田範康」

(議案第4号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見、質 疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。
- 全 員 はい。

議 長 それでは議案第4号については原案通り決定されました。 それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。 (午前9時05分 閉会)

令和 4 年 12 月 22 日

議 攴	即
_	
9番	<u>(fl</u>
10番	<u> </u>